

「大分県東九州新幹線整備推進期成会」規約

(名称)

第1条 本会は、「大分県東九州新幹線整備推進期成会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、東九州新幹線の早期実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国、その他関係機関に対する提言、要望
- (2) 県民の機運醸成のための広報
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は会員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 総会は、本会の運営に関する重要な事項について審議する。
- 4 会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(幹事会)

第8条 期成会に関する連絡調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が指名するものをもって構成する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、大分県企画振興部観光・地域局交通政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置き、事務局長は大分県企画振興部観光・地域局交通政策課長の職にあるものをもって充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年10月27日より施行する。